

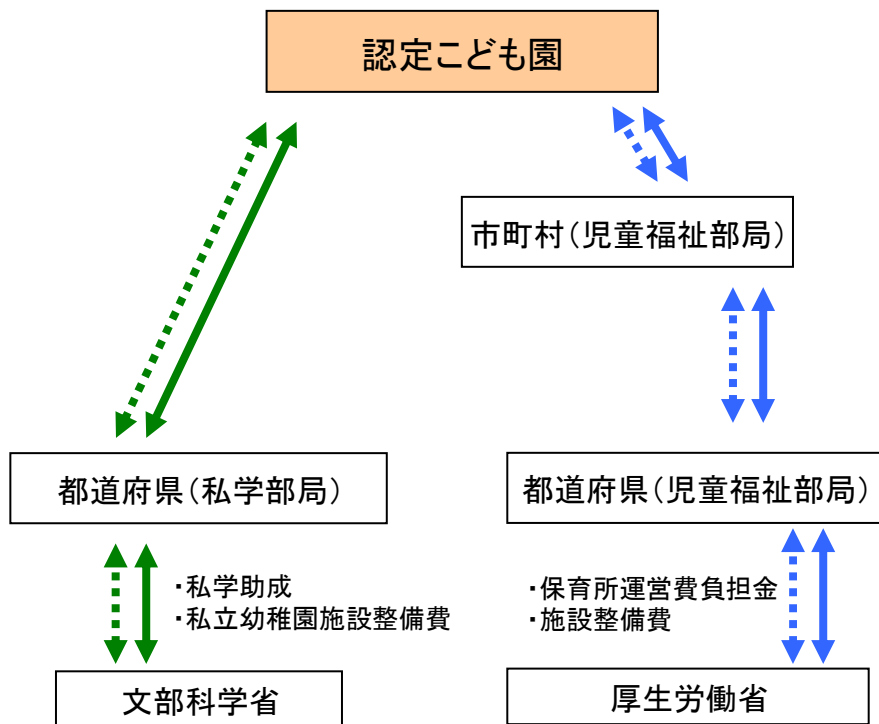
# 「こども交付金」について

「こども交付金」: 認定こども園に対する新たな財政措置と、従来の財政措置の総称

新たな財政措置

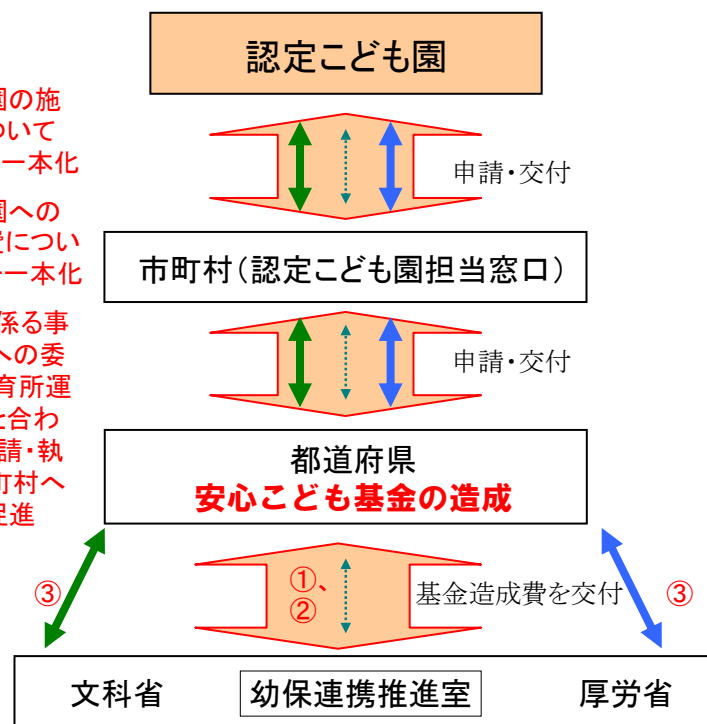
- 都道府県に**安心こども基金**を造成し、以下の事業を新たに実施
  - ① 認定こども園の整備に必要な**施設整備費**を支援
  - ② 幼稚園型、保育所型の保育所機能、幼稚園機能への**事業費**を支援
- 基金による**新たな財政措置**については、**補助制度**（補助要綱、申請・交付・報告手続き、スケジュール）を一本化
- **従来の財政措置**（私学助成、保育所運営費負担金）についても、都道府県、市町村への要請により、**申請・執行手続きの一本化**を促進する。（私学助成関係事務を特例条例により市町村へ委任）

13



《改善点》

- ① 認定こども園の施設整備費について 幼保を超えて一本化
- ② 認定こども園への新たな事業費について 補助制度を一本化
- ③ 私学助成に係る事務の市町村への委任により、保育所運営費負担金と合わせて窓口・申請・執行手続きの市町村への一本化を促進



これまでの財政措置の流れ



財政措置の新たな流れ

別添 3

これまでの二重行政に関する指摘事項とその措置・検討状況

指摘事項	対応方針（現在の措置・検討状況）	実施時期
1. 補助手続き等		
<p>(1) 幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援</p>	<p>①平成20年度第1次補正・第2次補正予算等による、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を実施。</p> <p>②幼保連携型の保育所定員と単価の適用区分の見直し。</p> <p>③負担金と補助金間の年度内資金貸借の弾力化。</p>	<p>①平成20年度より実施</p> <p>②平成21年度より実施</p> <p>③平成21年度より実施</p>
<p>(2) 「こども交付金」の制度化（補助手続きの一本化）</p>	<p>①認定こども園に対する新たな財政支援に関する補助要綱、申請・交付手続きについて、一本化。</p> <p>②幼稚園・保育所に対する従来の財政措置（保育所運営費負担金、幼稚園への私学助成）についても、申請・支給手続きが一本化されるよう地方公共団体に要請。</p>	<p>①平成20年度より実施</p> <p>②平成21年度より実施</p>
<p>(3) 財産処分手続きの簡素化</p>	<p>○国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用（財産処分）手続きの簡素化。（事前承認→事後報告）</p>	<p>措置済み（平成20年7月通知）</p>

2. 事務処理		
(1) 会計処理の簡素化	<p>①学校法人が保育所を運営又は社会福祉法人が幼稚園を運営する場合においても、それぞれの法人会計基準に基づく会計処理で対応を可能とすべく検討。(現在は学校法人会計基準、社会福社会計基準の双方での会計処理が必要。)</p> <p>②その際、保育所会計と幼稚園会計における食材費等の費用の按分は、一括按分することも可能であることを明確化</p> <p>※なお、幼稚園・保育所を設置している法人が異なる場合は、それぞれの基準に基づいて会計処理を行うことが必要。</p>	<p>①平成21年度中に結論</p> <p>②平成21年度中に実施</p>
(2) 監査事務の簡素化	<p>①一定の条件を満たした場合の監査の簡素化について具体的検討の実施。</p> <p>②監査事務に関するガイドラインの作成。</p>	①②平成21年度中に実施
(3) 認定申請手続きの簡素化	<p>①地方公共団体向けに、認定申請手続等に関する事務マニュアルを作成・配布。</p> <p>②認定を希望する施設が申請手続きを容易に分かるように、各都道府県の申請手続きの流れをとりまとめ、HPに掲載。</p>	①②平成20年度中に実施
(4) 幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録等の書類の整理	○認定こども園としての一つの様式例を作成・通知	措置済み(平成21年1月通知)

3. 職員の資格・待遇		
(1) 幼稚園教諭と保育士の資格の取得弾力化	<p>①保育士資格所有者が幼稚園教員免許を取得することを一層促進するため、幼稚園教員資格認定試験の一次試験について運用を改善。</p> <p>②幼稚園教員免許所有者が、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修することにより保育士資格を取得する仕組みや、保育士試験を受験する際の科目免除の拡大など、幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策を実施。</p>	<p>①平成21年度から実施</p> <p>②可能な限り早期に実施</p>
(2) 幼稚園教諭・保育士の合同研修の推進・連携強化	<p>①幼稚園教諭・保育士の合同研修の促進。</p> <p>②幼稚園教諭・保育士の連携体制構築等に関する事例集を作成</p>	<p>①平成20年度中に地方公共団体へ要請</p> <p>②平成21年度中に実施</p>
4. 行政の連携		
(1) 行政窓口一本化の推進	<p>①文部科学省・厚生労働省に幼保連携推進室を設置。</p> <p>②地方公共団体における窓口一本化の促進。</p>	<p>①措置済み(平成18年7月設置)</p> <p>②平成20年度中に地方公共団体へ再度要請</p>
(2) 国・都道府県・市町村間の連携	○積極的な情報提供などに取り組む。	平成20年度中に地方公共団体へ要請

5. 基準・制度の見直し等		
(1) 認定こども園に係る基準の見直し	○保育所が幼保連携型認定こども園になる場合の幼稚園の設置基準について、保育所の要件より厳しくなっている園舎の構造に関する基準について必要な見直しを行う。(幼稚園設置基準の改正)	平成21年度中に改正
(2) 認定こども園を構成する認可外保育施設在籍児童に対する災害共済給付の適用	○認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対しても災害共済給付を適用する方向で検討。	平成20年度中に検討・結論。他の制度改善・制度改革とあわせて改正
(3) 制度上弾力化された事項、運用上可能な事項に関わる周知	○Q & Aのきめ細かな追加・改定により地方公共団体、施設へ周知。	随時実施
(4) 公立保育所に係る給食の外部搬入	○現在特区として実施しているところであり、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策について検討。	平成21年度に特区の手続の中で評価